

地域農業経営基盤強化促進計画変更案の公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により地域計画変更案を公告し、次により縦覧に供する。

利害関係人は、令和8年10月13日までに、当該地域農業経営基盤強化促進計画変更案について、町に意見書を提出することができる。

令和8年9月29日

朝日町長 鈴木 浩 幸



1. 地域農業経営基盤強化促進計画変更案を作成した地区

・中部地区 西部地区

2. 縦覧期間

自 令和8年9月29日

至 令和8年10月13日

3. 縦覧場所

朝日町役場農林振興課 朝日町大字宮宿 1115

※農林振興課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。

ただし、開庁時間の正午から13時は除く。

4. 意見書の提出方法等

意見書は、日本語に限り、郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

提出期限は、縦覧期間満了の日までとする。ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

5. 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画変更を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。